

# 篠山市地域防災計画 新旧対照表

【地震対策編】

～平成 24 年度改訂(案)～

平成 25 年 3 月 6 日

篠山市防災会議

地震編

項	現行	改訂案	備考																																								
	<p><b>第1部 総則</b></p>	<p><b>第1部 総則</b></p>																																									
	<p><b>第1章 総則</b></p>	<p><b>第1章 総則</b></p>																																									
p.3	<p>略</p> <p><b>第2節 計画の構成及び内容</b></p> <p>この計画は、未曾有の被害をもたらした兵庫県南部地震(平成7年1月 17 日)の経験を教訓として生かし、篠山市の地域特性より想定される災害を基礎に、防災対策の基本方針に即し、以下に示す災害に対処するための基本的な計画を定めたものである。</p>	<p>略</p> <p><b>第2節 計画の構成及び内容</b></p> <p>この計画は、未曾有の被害をもたらした兵庫県南部地震(平成7年1月 17 日)や<u>東北地方太平洋沖地震(平成 23 年 3 月 11 日)</u>の経験を教訓として生かし、篠山市の地域特性より想定される災害を基礎に、防災対策の基本方針に即し、以下に示す災害に対処するための基本的な計画を定めたものである。</p>																																									
p.8	<p>略</p> <p><b>第7節 防災機関等の役割</b></p> <p><b>第1 篠山市地域防災組織</b></p> <p>1 篠山市防災会議</p> <p>篠山市防災会議は、災害対策基本法及び篠山市防災会議条例に基づき設置された機関であり、その所掌事務は次のとおりである。なお、会議運営の事務は<u>総務部総務課</u>において処理する。</p> <p>(1) 所掌事務</p> <p>① 地域防災計画を作成し、その実施を推進すること</p> <p>② <u>地域に係る災害が発生した場合、当該災害に関する情報を収集すること</u></p> <p>③ <u>水防法第 25 条の水防計画その他水防に関し調査審議すること</u></p> <p>④ 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務</p> <p><b>第2 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> <th>災害復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>近畿農政局</td> <td>1 農地、農業用施設等の災害防止事業の指導・助成 2 農作物等の防災管理指導 3 地すべり区域(管轄)の整備 4 災害救助用米穀及び災害対策用乾パンの備蓄</td> <td>1 土地改良機械の緊急貸し付け 2 農業関係被害情報の収集・報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給・斡旋 5 災害救助用米穀及び災害対策用乾パンの供給(売却)</td> <td>1 各種現地調査団の派遣 2 農地、農業用施設等の災害復旧事業の指導・助成 3 被害農林業者等に対する災害融資の斡旋・指導</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興	略	略	略	略	略	近畿農政局	1 農地、農業用施設等の災害防止事業の指導・助成 2 農作物等の防災管理指導 3 地すべり区域(管轄)の整備 4 災害救助用米穀及び災害対策用乾パンの備蓄	1 土地改良機械の緊急貸し付け 2 農業関係被害情報の収集・報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給・斡旋 5 災害救助用米穀及び災害対策用乾パンの供給(売却)	1 各種現地調査団の派遣 2 農地、農業用施設等の災害復旧事業の指導・助成 3 被害農林業者等に対する災害融資の斡旋・指導		略	略	略	略	略	<p>略</p> <p><b>第7節 防災機関等の役割</b></p> <p><b>第1 篠山市地域防災組織</b></p> <p>略</p> <p>1 篠山市防災会議</p> <p>篠山市防災会議は、災害対策基本法及び篠山市防災会議条例に基づき設置された機関であり、その所掌事務は次のとおりである。なお、会議運営の事務は<u>防災担当部署</u>において処理する。</p> <p>① 地域防災計画を作成し、その実施を推進すること</p> <p>② <u>市長の諮問に基づいて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること</u></p> <p>③ <u>市の地域に係る防災に関する重要事項に関し、市長に意見を述べること</u></p> <p>④ <u>防法第 25 条の水防計画その他水防に関し調査審議すること</u></p> <p>⑤ 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務</p> <p><b>第2 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> <th>災害復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>近畿農政局 (<u>神戸地域センター</u>)</td> <td>1 農地、農業用施設等の災害防止事業の指導・助成 2 農作物等の防災管理指導 3 地すべり区域(管轄)の整備 4 災害救助用米穀及び災害対策用乾パンの備蓄</td> <td>1 土地改良機械の緊急貸し付け 2 農業関係被害情報の収集・報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給・斡旋 5 災害救助用米穀及び災害対策用乾パンの供給(売却)</td> <td>1 各種現地調査団の派遣 2 農地、農業用施設等の災害復旧事業の指導・助成 3 被害農林業者等に対する災害融資の斡旋・指導</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興	略	略	略	略	略	近畿農政局 ( <u>神戸地域センター</u> )	1 農地、農業用施設等の災害防止事業の指導・助成 2 農作物等の防災管理指導 3 地すべり区域(管轄)の整備 4 災害救助用米穀及び災害対策用乾パンの備蓄	1 土地改良機械の緊急貸し付け 2 農業関係被害情報の収集・報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給・斡旋 5 災害救助用米穀及び災害対策用乾パンの供給(売却)	1 各種現地調査団の派遣 2 農地、農業用施設等の災害復旧事業の指導・助成 3 被害農林業者等に対する災害融資の斡旋・指導		略	略	略	略	略	
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興																																							
略	略	略	略	略																																							
近畿農政局	1 農地、農業用施設等の災害防止事業の指導・助成 2 農作物等の防災管理指導 3 地すべり区域(管轄)の整備 4 災害救助用米穀及び災害対策用乾パンの備蓄	1 土地改良機械の緊急貸し付け 2 農業関係被害情報の収集・報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給・斡旋 5 災害救助用米穀及び災害対策用乾パンの供給(売却)	1 各種現地調査団の派遣 2 農地、農業用施設等の災害復旧事業の指導・助成 3 被害農林業者等に対する災害融資の斡旋・指導																																								
略	略	略	略	略																																							
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興																																							
略	略	略	略	略																																							
近畿農政局 ( <u>神戸地域センター</u> )	1 農地、農業用施設等の災害防止事業の指導・助成 2 農作物等の防災管理指導 3 地すべり区域(管轄)の整備 4 災害救助用米穀及び災害対策用乾パンの備蓄	1 土地改良機械の緊急貸し付け 2 農業関係被害情報の収集・報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給・斡旋 5 災害救助用米穀及び災害対策用乾パンの供給(売却)	1 各種現地調査団の派遣 2 農地、農業用施設等の災害復旧事業の指導・助成 3 被害農林業者等に対する災害融資の斡旋・指導																																								
略	略	略	略	略																																							
	<p>略</p> <p><b>5 指定公共機関</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> <th>災害復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>郵便局株式会社 (篠山郵便局)</td> <td></td> <td>1 災害時における郵政事業運営の確保 2 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策</td> <td>被災郵政事業施設の復旧</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>株式会社エヌ・ティ・</td> <td>電気通信設備の整備と</td> <td>1 電気通信の疎通確保と設備の応急</td> <td>被災電気通信設備の</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興	郵便局株式会社 (篠山郵便局)		1 災害時における郵政事業運営の確保 2 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策	被災郵政事業施設の復旧		略	略	略	略	略	株式会社エヌ・ティ・	電気通信設備の整備と	1 電気通信の疎通確保と設備の応急	被災電気通信設備の		<p>略</p> <p><b>5 指定公共機関</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> <th>災害復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>郵政事業株式会社、郵便局株式会社 (篠山郵便局)</td> <td></td> <td>1 災害時における郵政事業運営の確保 2 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策</td> <td>被災郵政事業施設の復旧</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>株式会社エヌ・ティ・</td> <td>電気通信設備の整備と</td> <td>1 電気通信の疎通確保と設備の応急</td> <td>被災電気通信設備の</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興	郵政事業株式会社、郵便局株式会社 (篠山郵便局)		1 災害時における郵政事業運営の確保 2 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策	被災郵政事業施設の復旧		略	略	略	略	略	株式会社エヌ・ティ・	電気通信設備の整備と	1 電気通信の疎通確保と設備の応急	被災電気通信設備の		
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興																																							
郵便局株式会社 (篠山郵便局)		1 災害時における郵政事業運営の確保 2 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策	被災郵政事業施設の復旧																																								
略	略	略	略	略																																							
株式会社エヌ・ティ・	電気通信設備の整備と	1 電気通信の疎通確保と設備の応急	被災電気通信設備の																																								
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興																																							
郵政事業株式会社、郵便局株式会社 (篠山郵便局)		1 災害時における郵政事業運営の確保 2 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策	被災郵政事業施設の復旧																																								
略	略	略	略	略																																							
株式会社エヌ・ティ・	電気通信設備の整備と	1 電気通信の疎通確保と設備の応急	被災電気通信設備の																																								

地震編

ティ・コム関西 (兵庫支店)	防災管理	対策 2 災害時における非常緊急通信	復旧	
略	略	略	略	略
KDDI 株式会社 (関西支社・au関 西支社)	電気通信設備の整備と 防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対 策	被災電気通信設備の 復旧	

6 指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
道路輸送機関 神姫バス株式会社 (柏原営業所篠山出張所) 阪急バス株式会社 (猪名川営業所) 社団法人兵庫県トラック協 会 (丹有支部、丹有地区輸 送事業協同組合)		災害時における緊急 陸上輸送		
放送機関 株式会社ラジオ関西 株式会社サンテレビジョン (丹波総局) 株式会社 Kiss FM KOBE	放送施設の整 備と防災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対 策の実施	被災放送施設の復旧	
略	略	略	略	略
社団法人兵庫県エルピー ガス防災協会 (摂丹支部)	エルピーガス供 給設備の防災 管理	1 エルピーガス供給 設備の応急対策の 実施 2 災害時におけるエ ルピーガスの供給	被災エルピーガス供 給設備の復旧	

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
略	略	略	略	略
農業協同組合	1 防災訓練、防災に関 する知識の普及への協 力 2 農地、農業用施設等 の災害防止事業の指導 3 農作物等の防災管理 指導	1 県、市が行う被害応急対 策への協力 2 農作物の災害応急対策 の指導 3 農業生産資機材、生活 用品、食料品等の確保及 び供給(売却)	1 県、市が行う被 害状況調査への 協力 2 被災農家に対 する融資の斡旋・ 指導	1 県、市が行う被 害状況調査への 協力 2 被災農家に対 する融資の斡旋・ 指導
商工会	防災訓練、事業者に対 する防災知識の普及へ の協力	1 市が行う被害応急対策へ の協力 2 救助用物資の確保につ いての協力	1 市が行う商工業 関係被害調査へ の協力 2 復旧資機材の 確保についての 協力	1 市が行う商工業 関係被害調査へ の協力 2 復旧資機材の 確保についての 協力
略	略	略	略	略

ティ・コム関西支 社 (兵庫支店)	防災管理	対策 2 災害時における非常緊急通信	復旧	
略	略	略	略	略
KDDI 株式会社 (関西総支社)	電気通信設備の整備と 防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対 策	被災電気通信設備の 復旧	

6 指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
道路輸送機関 神姫バス株式会社 (柏原営業所篠山出張所) 神姫グリーンバス株式会 社 (篠山営業所) 阪急バス株式会社 (猪名川営業所) 社団法人兵庫県トラック協 会 (丹有支部、丹有地区輸 送事業協同組合)		災害時における緊急 陸上輸送		
放送機関 株式会社ラジオ関西 株式会社サンテレビジョン (丹波総局) 兵庫エフエム放送株式会 社	放送施設の整 備と防災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対 策の実施	被災放送施設の復旧	
略	略	略	略	略
一般社団法人兵庫県エル ピーガス協会 (摂丹支部)	エルピーガス供 給設備の防災 管理	1 エルピーガス供給 設備の応急対策の 実施 2 災害時におけるエ ルピーガスの供給	被災エルピーガス供 給設備の復旧	

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
略	略	略	略	略
丹波ささやま農業協 同組合	1 防災訓練、防災に関 する知識の普及への協 力 2 農地、農業用施設等 の災害防止事業の指導 3 農作物等の防災管理 指導	1 県、市が行う被害応急対 策への協力 2 農作物の災害応急対策 の指導 3 農業生産資機材、生活 用品、食料品等の確保及 び供給(売却)	1 県、市が行う被 害状況調査への 協力 2 被災農家に対 する融資の斡旋・ 指導	1 県、市が行う被 害状況調査への 協力 2 被災農家に対 する融資の斡旋・ 指導
篠山市商工会	防災訓練、事業者に対 する防災知識の普及へ の協力	1 市が行う被害応急対策へ の協力 2 救助用物資の確保につ いての協力	1 市が行う商工業 関係被害調査へ の協力 2 復旧資機材の 確保についての 協力	1 市が行う商工業 関係被害調査へ の協力 2 復旧資機材の 確保についての 協力
略	略	略	略	略

## 第2章 篠山市の特性と既往の地震災害

### 第2節 社会条件の特性

#### 第1 人口・世帯数

篠山市の人口・世帯数は、平成 12 年国勢調査によると 46,352 人、14,585 世帯である。

また、年齢構成を見ると 65 才以上の高齢者の占める割合は 24.4%で、高齢化率が高い。高齢者の中には、一人暮らし及び夫婦のみでともに 65 歳以上の高齢夫婦も多く、地震災害発生時には高齢者対策が重要となる。

さらに、障害者は高齢者と重複する人も多いと思われるが、障害者や高齢者、子どもなども含めたいわゆる災害時要援護者に対する各地区の避難支援や保護体制などの確立が大きな課題となる。

また、篠山市はデカンショ節や丹波焼のまちとして全国に広く知られ、昔ながらの家並みなど長い歴史の中で守り育てられた文化や自然を求めて、年間約 200 万人の観光客が訪れている。今後も交流都市の構築を目指している中で、観光客にとっても安全なまちづくりが課題である。

#### 第2 建築物

篠山市の建築物(付属家等含む)は平成 14 年現在約 43,000 棟あり、篠山地区にその半数が集中し、丹南地区に 30%、西紀地区、今田地区にそれぞれ 10%ずつ立地している。また、木造建築物の割合は 79%で、地区別では大差ない。建築物の密集する篠山城跡および篠山口駅周辺での火災発生時には、被害が多くなる可能性がある。

#### 第3 教育・社会福祉施設等

篠山市内には、若年齢者教育施設として幼稚園14、小学校19、中学校5、特別支援学校1が整備されており、社会福祉施設として保育園11、介護支援センター5、デイサービスセンター7、特別養護老人ホーム4、養護老人ホーム1、知的障害者デイサービスセンター1、知的障害者入所更生施設1、知的障害者通所更生施設1、知的障害者通所授産施設1、精神障害者地域生活支援センター1、知的障害者グループホーム2、知的障害者生活ホーム1、知的障害者訓練ホーム1が整備されおり、現在身体障害者デイサービスセンター及び障害児通園施設の整備が進められている。

#### 第4 道路・橋梁

篠山市の主要な交通網は、道路では国道 173 号、176 号及び 372 号をはじめとして、主要地方道 8 路線、一般県道 27 路線、市道(1級 55 路線、2級 114 路線)及び一般市道、農道、林道、私道からなっている。

主要な道路は、谷底平野などの低地部の浸水危険性がある地域を通り、河川に沿っているため橋梁も多い。これまで台風や低気圧に伴う大雨で、しばしば橋梁が流されたりしている。また、山地部を通る区間も多く、大雨時には土砂災害による閉鎖が発生する可能性がある。

### 第3節 既往地震とその被害

#### 第1 篠山市周辺の地震活動

略

また、20 世紀だけをみれば、兵庫県では①1925 年の北但馬地震、②1946 年の南海地震、③1995 年の兵庫県南部地震の3件については死傷者が多く、被害が大きい。

##### ■地震災害履歴一覧

番号	西 暦	日 本 歴	震央(東経・北緯)	マグニチ	地域・被害
----	-----	-------	-----------	------	-------

## 第2章 篠山市の特性と既往の地震災害

### 第2節 社会条件の特性

#### 第1 人口・世帯数

篠山市の人口・世帯数は、平成 22 年国勢調査によると 43,263 人、15,342 世帯である。

また、年齢構成を見ると 65 才以上の高齢者の占める割合は約 28%で、高齢化率が高い。高齢者の中には、一人暮らし及び夫婦のみでともに 65 歳以上の高齢夫婦も多く、風水害等災害発生時には高齢者対策が重要となる。

さらに、障害者は高齢者と重複する人も多いと思われるが、障害者や高齢者、子どもなども含めたいわゆる災害時要援護者に対する各地区の避難支援や保護体制などの確立が大きな課題となる。

また、篠山市はデカンショ節や丹波焼のまちとして全国に広く知られ、昔ながらの家並みなど長い歴史の中で守り育てられた文化や自然を求めて、年間約 180 万人の観光客が訪れている。今後も交流都市の構築を目指している中で、観光客にとっても安全なまちづくりが課題である。

#### 第2 建築物

篠山市の建築物(付属家等含む)は、平成 23 年現在約 40,000 棟あり、篠山地区にその半数が集中し、丹南地区に 30%、西紀地区、今田地区にそれぞれ 10%ずつ立地している。また、木造建築物の割合は 75%で、地区別での大差はない。建築物の密集する篠山城跡および篠山口駅周辺での火災発生時には、被害が大きくなる可能性がある。

#### 第3 教育・社会福祉施設等

篠山市内には、若年齢者教育施設として幼稚園13、小学校17、中学校5、特別支援学校1が整備されており、社会福祉施設として保育園7、介護老人福祉施設4、介護老人保健施設等3、デイサービス8、障害者更生施設12、児童発達支援施設1、障害者グループホーム・ケアホーム 11、障害者相談支援事業所 4、地域活動支援センター5 が整備されている。

#### 第4 道路・橋梁

篠山市の主要な交通網は、道路では高速自動車の舞鶴若狭自動車道が市西部域を縦貫し丹南篠山口 I.C.が県道に接続して。一般道では国道 173 号、176 号及び 372 号をはじめとして、主要地方道 8 路線、一般県道 27 路線、市道(1級 53 路線、2級 119 路線、その他 1,606 路線)及び農道、林道、里道、私道からなっている。

主要な道路は、谷底平野などの低地部の浸水危険性がある地域を通り、河川に沿っているため橋梁も多い。これまで台風や低気圧に伴う大雨で、しばしば橋梁が流されたりしている。また、山地部を通る区間も多く、大雨時には土砂災害による閉鎖が発生する可能性がある。

### 第3節 既往地震とその被害

#### 第1 篠山市周辺の地震活動

略

また、20 世紀だけをみれば、①1925 年の北但馬地震、②1946 年の南海地震、③1995 年の兵庫県南部地震の3件については死傷者が多く、被害が大きく、近年では、2011 年の東北地方太平洋沖地震の被害が大きい。

##### ■地震災害履歴一覧

番号	西 暦	日 本 歴	震央(東経・北緯)	マグニチュ	地域・被害
----	-----	-------	-----------	-------	-------

地震編

年月日	年月日	震災の強い地方名	ユード
略	略	略	略

年月日	年月日	震災の強い地方名	ード
2007.7.16 新潟県中越沖地震	平成 19.7.16	138.36 °、 37.33°	6.8
2008.6.14 岩手宮城内陸地震	平成 20.6.14	140.52°、39.1°	7.2
2011.3.11 東北地方太平洋沖地震	平成 23.3.11	142.51°、38.6°	9.0

p.27

第4節 地震災害の危険性と災害特性

第1 篠山市に被害を及ぼす可能性のある地震の想定

ここに示す想定地震は、篠山市周辺における過去の被害地震と地震源となりうる活断層の位置、あるいは兵庫県及び関係機関などの見解・意見を参考に総合的に検討したものである。

●六甲断層系(マグニチュード 7.0)

六甲断層系は、六甲山地の南側に東北東－西南西の線に沿って数多くの活断層が密集して分布している断層帯で、代表的な活断層として野島断層、六甲断層、諏訪山断層、五助橋断層等がある。中でも野島断層は、兵庫県南部地震の起震断層として知られている。その位置、長さから篠山市に震度6以上の地震を引き起こしうる活断層は、五助橋断層及び十万辻断層(共に活断層であることが確実)であり、マグニチュード 7.0 の地震動が想定される。

●有馬－高槻構造線系(マグニチュード 7.0)

有馬－高槻構造線は、京都府八幡山から池田、宝塚付近を通り、有馬温泉に至るほぼ東西の線に沿った総延長 44 kmの大規模活断層である。この中で、その位置、長さから篠山市に震度6以上の地震を引き起こしうる活断層は、有野－淡河断層及び十万辻断層(共に活断層であることが確実)であり、マグニチュード 7.0 の地震動が想定される。

●山崎断層系(マグニチュード 7.2)

山崎断層は、北西－南東の線に沿った総延長 87 kmの大規模活断層であり、その断層上では過去にいくつかの地震が発生し、今後とも活動の可能性があると予測されている。この中で、その位置、長さから篠山市に震度6以上の地震を引き起こしうる活断層は、三木断層(活断層であると推定される)であり、マグニチュード 7.2 の地震動が想定される。

第4節 地震災害の危険性と災害特性

第1 篠山市に被害を及ぼす可能性のある地震の想定

ここに示す想定地震は、兵庫県内において震度 5 強以上の揺れを生じさせる県内外の地震(海溝型地震(3 地震)と内陸型地震(県内 8 地震、県外 13 地震)の計 24 地震)(詳細は兵庫県地域防災計画を参照)の中から、篠山市内で震度6弱以上を発生させ、次の地震の発生の可能性や市への影響が大きいと想定される地震を抽出した。また、東海・東南海・南海三連動地震は、篠山市内では震度5強であるが、被害が広域であることから抽出した。

●御所谷(ごしょたに)断層帯

御所谷断層は、加東市から篠山市にかけて、国道372号沿いに分布する活断層帯です。篠山市内直下の地震となり、最も大きい被害が想定される。

●三峠(みとけ)断層帯

三峠・京都西山断層帯は、京都府福知山市から船井郡京丹波町にかけて分布する活断層帯である。

●京都西山断層帯

京都西山断層帯は、京都府船井郡京丹波町から大阪府三島郡島本町にかけて分布する活断層帯である。

●東海・東南海・南海地震

東海地震は駿河湾西岸から遠州灘東部、東南海は紀伊半島から遠州灘、南海地震は紀伊半島から四国沖を震源域とする海溝型の巨大地震である。

■兵庫県内で想定される地震

[海溝型地震]

地震編

●花折断層系(マグニチュード 7.7)

花折断層は、安曇川の直線谷をつくる総延長 50 km以上に達する大規模活断層である。花折峠以北は活動度が低い、花折峠以南は活動度も高く、京都盆地に入るあたりから数本に分岐する。活断層であることが確実な花折峠以南の活断層は、その位置、長さからマグニチュード 7.7 と大規模な地震動が想定され、篠山市に震度6以上の地震を引き起こしうる。

●京都中西部地域(マグニチュード 6.9~7.4)

篠山市の東部及び北部の京都中西部地域には、活断層がいくつか分布し、その断層上には過去に地震もいくつか発生している。その中で活断層であることが確実で、篠山市に震度6以上の地震を引き起こしうるものは神吉・越畑断層、殿田断層、三峠断層であり、それぞれマグニチュード 6.9、6.9、7.4 の地震動が想定される。

●篠山直近地域(マグニチュード 7.1)

篠山市には東部と西部に活断層がみられる。西部の御所谷断層は活断層であると推定されるものであるが、東部の埴生断層は活断層であることが確実である。埴生断層はマグニチュード 7.1 の地震動が想定される。

○南海地震 ○東南海・南海地震 ○東海・東南海・南海地震 (3 ケース)

【M7以上の大地震を発生させる活断層】

		【県内にある断層】 (県内 M7 以上の地震、県内震度 5 強以上)	【県外にある断層】 (県内震度 5 強以上)
30 年 以 内 の 地 震 発 生 確 率	3%以上	○山崎断層帯 ①山崎断層帯全体 ②北西部単独 ③南東部単独 ④南東部と草谷断層	○上町断層帯 ○中央構造線断層帯(紀伊半島側) ○奈良盆地東縁断層帯
	0.1~3%	○六甲・淡路島断層帯 ①阪神間から淡路島北部 ②淡路島北部 ③淡路中部(先山断層) ○中央構造線断層帯(鳴門海峡から紀淡海峡) ○御所谷断層 ○養父断層	○那岐山断層帯 ○生駒断層帯 ○中央構造線断層帯(四国側) ○京都西山断層帯 ○三峠断層 ○花折断層帯
	0.1%未満	○有馬一高槻断層帯 ○大阪湾断層 ○山田断層帯	○上林川断層 ○郷村断層帯 ○木津川断層帯 ○鳥取地震
		計 8 断層(細分化すると 13 断層)	計 13 断層



■ 篠山市に被害を及ぼす地震(震度6以上)を引き起こしうる活断層位置図



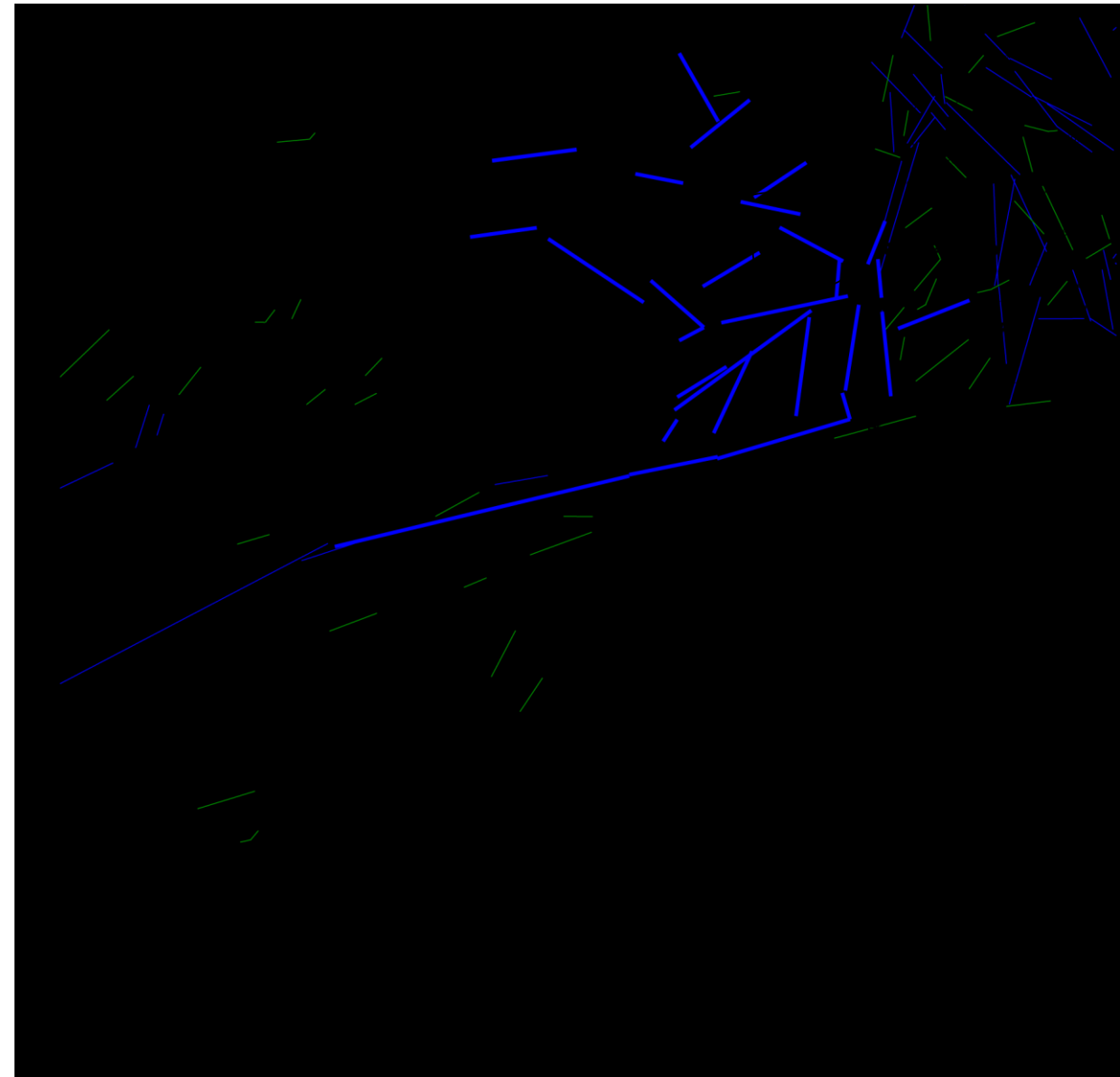
記号	活断層名
A	花折断層
B	上林川断層
C	神吉・越畑断層
D	殿田断層
E	亀岡断層
F	三峠断層
G	殖生断層
H	十万辻断層
I	五助橋断層
J	有野-波河断層
K	柏尾谷断層
L	御所谷断層
M	山崎断層系・三木断層

第2 被害の想定

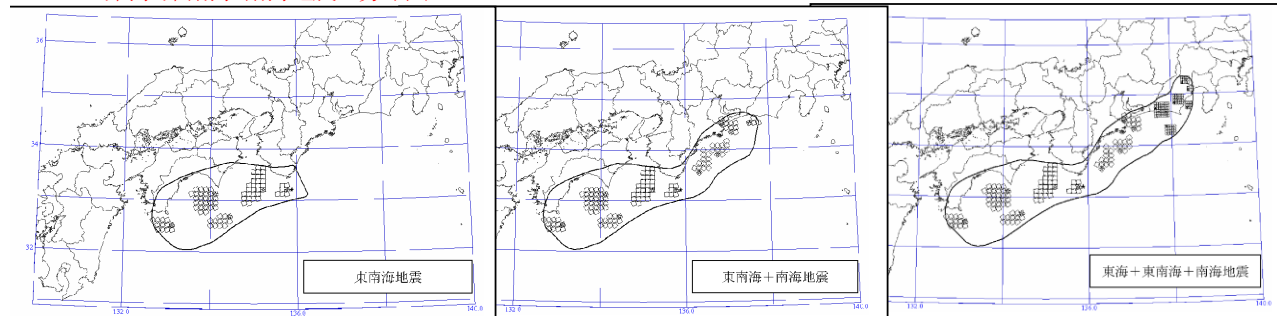
略

4 土砂くずれの被害

■ 篠山市に被害を及ぼす地震(震度6以上)を引き起こしうる活断層位置図



■ 東海・東南海・南海地震の分布図



第2 被害の想定

略

4 土砂くずれの被害

地震編

市内の土砂災害等危険箇所及び区域は570箇所以上ある。

略

【資料編】急傾斜地崩壊危険箇所(区域)

略

第3 兵庫県の被害想定結果

略

被害想定条件としては、

- ・風速 3.0m/s
- ・地震発生時期 季節：冬、春秋、夏  
時刻：下表のとおり

時刻	設定時刻における状況
3-4時	ほとんどの住民が自宅で就寝している。建物倒壊による被害が最大となる。
8-9時	朝の通勤時間帯。鉄道事故の被害が最大となる
10-11時	午前中のオフィスアワー
12-13時	昼食時。一時的に屋内人口と出火率が増加する。
16-17時	屋外人口が最大時。道路災害、ブロック塀等倒壊、落下物による被害が最大となる。
18-19時	夕食時。出火率が最大となる。

1 有馬-高槻断層帯～六甲・淡路島断層帯地震

(1) 想定条件

マグニチュード7.7

(2) 想定結果

季節	時間帯	最大震度	物的被害					避難者数 (人)
			建物全半壊数 (棟)[率]	炎上出火数 (件)	死者数 (人)	負傷者数 (人)	避難者数 (人)	
冬 春秋 夏	3-4時	6強	232[1%]	1	0	36	305	
	8-9時	6強	232[1%]	1	0	31	305	
	10-11時	6強	232[1%]	1	0	28	305	
	12-13時	6強	232[1%]	1	0	30	305	
	16-17時	6強	232[1%]	1	0	28	305	
18-19時	6強	232[1%]	1	0	31	305		

2 山崎断層地震

(1) 想定条件

マグニチュード7.7

(2) 想定結果

季節	時間帯	最大震度	物的被害					避難者数 (人)
			建物全半壊数 (棟)[率]	炎上出火数 (件)	死者数 (人)	負傷者数 (人)	避難者数 (人)	
冬 春秋 夏	3-4時	6弱	3[0%]	0	0	1	4	
	8-9時	6弱	3[0%]	0	0	4	4	
	10-11時	6弱	3[0%]	0	0	2	4	
	12-13時	6弱	3[0%]	0	0	1	4	
	16-17時	6弱	3[0%]	0	0	2	4	

市内の土砂災害警戒区域は1,200箇所以上ある。

略

【資料編】土砂災害警戒区域※資料編次回修正時に掲載予定

略

第3 兵庫県の被害想定結果

略

■被害想定ケース

下表のケースのうち、被害が最大となるケースを掲載した。

発災季節・時刻・風速	特 徴	
冬の早朝 5時	風速6m/s未満	阪神・淡路大震災と同様の時間帯で、多くの人が自宅で就寝中もしくは起床の時間帯。建物倒壊、屋内収容物移動・転倒等自宅での被災による人的被害が最大となるケース
	風速6m/s以上	
春夏秋冬 昼間12時	風速6m/s未満	外出者が多く、市街地や観光地等に買い物客や観光客が集まっている時間帯。帰宅困難者が最大となるケース。
	風速6m/s以上	
冬の夕方 18時	風速6m/s未満	家事や暖房で最も火気の頻度が高くなり、火災発生率が高くなる季節・時間帯であり、火災による人的被害、物的被害が最大となるケース。また、屋外人口も多く、ブロック塀等の倒壊による人的被害が最大となるケース
	風速6m/s以上	

1 御所谷断層帯

市内最大震度 6強

物的被害				人的被害					
揺れ		液状化	火災	建物倒壊 (冬早朝5時)			火災(焼死者数) (冬夕方18時)		建物被害(全壊・焼失・半壊)による避難者数
全倒壊数	半壊棟数	全倒壊数	焼失棟数	死者数	負傷者数	重傷者数	風速 6m/s 未満	風速 6m/s 以上	
425	3,197	46	1	26	195	10	1	1	2,507

2 三峠断層帯

市内最大震度 6弱

物的被害				人的被害					
揺れ		液状化	火災	建物倒壊 (冬早朝5時)			火災(焼死者数) (冬夕方18時)		建物被害(全壊・焼失・半壊)による避難者数
全倒壊数	半壊棟数	全倒壊数	焼失棟数	死者数	負傷者数	重傷者数	風速 6m/s 未満	風速 6m/s 以上	
1	53	1	1	0	3	0	1	1	34



地震編

	18-19時	6弱	3[0%]	0	0	3	4
--	--------	----	-------	---	---	---	---

3 南海地震

(1) 想定条件

マグニチュード 8.4

(2) 想定結果

季節	時間帯	最大震度	建物全半壊数 (棟)[率]	炎上出火数 (件)	死者数 (人)	負傷者数 (人)	避難者数 (人)
8-9時	5強	1[0%]	0	0	1	1	
10-11時	5強	1[0%]	0	0	1	1	
12-13時	5強	1[0%]	0	0	1	1	
16-17時	5強	1[0%]	0	0	1	1	
18-19時	5強	1[0%]	0	0	1	1	

4 花折断層地震

(1) 想定条件

マグニチュード 7.8

(2) 想定結果

季節	時間帯	最大震度	建物全半壊数 (棟)[率]	炎上出火数 (件)	死者数 (人)	負傷者数 (人)	避難者数 (人)
8-9時	6弱	0[0%]	0	0	0	0	
10-11時	6弱	0[0%]	0	0	0	0	
12-13時	6弱	0[0%]	0	0	0	0	
16-17時	6弱	0[0%]	0	0	0	0	
18-19時	6弱	0[0%]	0	0	0	0	

5 三峠断層地震

(1) 想定条件

マグニチュード 7.0

(2) 想定結果

季節	時間帯	最大震度	建物全半壊数 (棟)[率]	炎上出火数 (件)	死者数 (人)	負傷者数 (人)	避難者数 (人)
8-9時	6弱	93[0%]	1	0	11	130	
10-11時	6弱	93[0%]	1	0	9	130	
12-13時	6弱	93[0%]	1	0	9	130	
16-17時	6弱	93[0%]	1	0	9	130	
18-19時	6弱	93[0%]	1	0	11	130	

6 京都西山断層地震

(1) 想定条件

マグニチュード 7.3

3 京都西山断層帯

市内最大震度 6弱

物的被害				人的被害					
揺れ		液状化	火災	建物倒壊 (冬早朝5時)			火災(焼死者数) (冬夕方18時)		建物被害(全 壊・焼失・半 壊)による避 難者数
全倒壊数	半壊棟数	全倒壊数	焼失棟数	死者数	負傷者数	重傷者数	風速 6m/s 未満	風速 6m/s 以 上	
11	280	10	1	1	14	0	1	1	189

4 東海・東南海・南海地震

市内最大震度 5強

物的被害				人的被害					
揺れ		液状化	火災	建物倒壊 (冬早朝5時)			火災(焼死者数) (冬夕方18時)		建物被害(全 壊・焼失・半 壊)による避 難者数
全倒壊数	半壊棟数	全倒壊数	焼失棟数	死者数	負傷者数	重傷者数	風速 6m/s 未満	風速 6m/s 以 上	
2	65	48	1	1	4	1	1	1	43

■その他の地震で篠山市に震度5強以上を発生させる断層帯

- ・有馬－高槻断層帯
- ・六甲・淡路島断層帯
- ・上町断層帯
- ・上林川断層帯

地震編

(2) 想定結果

季節	時間帯	最大震度	建物全半壊数 (棟)[率]	炎上出火数 (件)	死者数 (人)	負傷者数 (人)	避難者数 (人)
冬 春秋 夏	3-4時	6弱	60[0%]	1	0	7	90
	8-9時	6弱	60[0%]	1	0	7	90
	10-11時	6弱	60[0%]	1	0	5	90
	12-13時	6弱	60[0%]	1	0	・	90
	16-17時	6弱	60[0%]	1	0	6	90
	18-19時	6弱	60[0%]	1	0	8	90

(注) 想定結果表中における建物全半壊率は、市内の被害棟数と県内全体の棟数とを比較した数値です。

第2部 災害予防計画

第1章 地域防災基盤の強化

略

第8節 地震防災緊急事業の推進

略

1 計画年度

平成 18 年度～平成 22 年度

略

p.44

第2部 災害予防計画

第1章 地域防災基盤の強化

略

第8節 地震防災緊急事業の推進

略

1 計画年度

平成 23 年度～平成 27 年度

略

第3部 災害応急対策計画

第1章 災害応急活動体制の確立

第1節 活動体制

略

第1 職員非常配備体制

略

2 配備命令の伝達方法等

略

■職員配備の基準

体制	発令基準及び配備事由	参集範囲	自宅待機の範囲
全職員自宅待機	1 総務部長の判断による。	総務部防災担当者、もしくは、宿日直職員	左記以外の職員

p.61

第3部 災害応急対策計画

第1章 災害応急活動体制の確立

第1節 活動体制

略

第1 職員非常配備体制

略

2 配備命令の伝達方法等

略

■職員配備の基準

体制	発令基準及び配備事由	参集範囲	自宅待機の範囲
全職員自宅待機	1 市民生活部長の判断による。	防災担当者、もしくは、宿日直職員	左記以外の職員

地震編

警戒配備体制	1 市内で震度 3 以下が計測され、災害対応準備室を設置したとき 2 連絡などのために最低限の人員の確保が必要なとき 3 東海地震注意情報が発表されたとき	本部長、総括担当者、総務部防災担当者	左記以外の職員
略	略	略	略

略

第2 活動組織の設置

1 災害対策本部及び災害対応準備室

(1) 組織の概要

	災害対応準備室	災害対策本部
責任者	総務部長 なお、不在のときは、総務部長の次席の職員とし、以下同様とする。	市長 なお、不在のときは、次の順位とする。 第1位 副市長 第2位 教育長 第3位 総務部長
設置場所	篠山市役所	篠山市役所 ※本庁舎が被害を受け使用不能となった場合は、西紀支所又は災害の発生状況に応じて適宜判断し、他施設に災害対策本部を置く。
設置基準	① 市内において震度3以下の地震を計測され、総務部長が必要と判断したとき ② 東海地震注意情報が発表されたとき	① 市内で震度4以上が計測されたとき ② 災害対応準備室では対応できないとき ③ 東海地震予知情報が発表されたとき
廃止基準	① 災害対策本部を設置したとき ② 災害が発生する恐れがなくなったと総務部長が判断したとき	① 市域内において災害の恐れが解消したとき ② 災害応急対策がおおむね完了したとき ③ その他本部長が必要なしと認めたとき
略	略	略

略

2 災害対策本部分室及び地区連絡所

(1) 組織の概要

	地区連絡所	災害対策本部分室
責任者	支所長 なお、不在のときは、次席の職員とし、以下同様とする。	支所長 なお、不在のときは、次席の職員とし、以下同様とする。
略	略	略
構成	支所及び公民館(篠山公民館除く)の職員	①支所及び公民館(篠山公民館除く)の職員 ②本庁等から派遣する職員
略	略	略

略

警戒配備体制	1 東海地震注意情報が発表されたとき	本部長、総括担当者、防災担当者	左記以外の職員
略	略	略	略

略

第2 活動組織の設置

1 災害対策本部及び災害対応準備室

(1) 組織の概要

	災害対応準備室	災害対策本部
責任者	市民生活部長 なお、不在のときは、市民生活部長の次席の職員とし、以下同様とする。	市長 なお、不在のときは、次の順位とする。 第1位 副市長 第2位 教育長 第3位 市民生活部長
設置場所	篠山市役所	篠山市役所 ※本庁舎が被害を受け使用不能となった場合は、西紀支所又は災害の発生状況に応じて適宜判断し、他施設に災害対策本部を置く。
設置基準	① 東海地震注意情報が発表されたとき	① 市内で震度4以上が計測されたとき ② 災害対応準備室では対応できないとき ③ 東海地震予知情報が発表されたとき
廃止基準	① 災害対策本部を設置したとき ② 災害が発生する恐れがなくなったと市民生活部長が判断したとき	① 市域内において災害の恐れが解消したとき ② 災害応急対策がおおむね完了したとき ③ その他本部長が必要なしと認めたとき
略	略	略

略

2 災害対策本部分室及び地区連絡所

(1) 組織の概要

	地区連絡所	災害対策本部分室
責任者	支所係長 なお、不在のときは、次席の職員とし、以下同様とする。	支所係長 なお、不在のときは、次席の職員とし、以下同様とする。
略	略	略
構成	支所の職員	①支所の職員 ②本庁等から派遣する職員
略	略	略

略

